

新型コロナウイルス感染症の影響による上下水道料金のお支払いのご相談について

新型コロナウイルス感染症の影響による収入の減少などにより、水道料金・下水道使用料のお支払いが困難な場合は、お支払いの猶予や分割納付のご相談に応じますので、下記お問い合わせ先にご相談ください。

1 対象となる方

新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、収入が減少している場合など、一時的に水道料金・下水道使用料のお支払いが困難となった方。

※個人、法人すべてのお客さまが対象です。

2 お支払い猶予の内容

猶予の開始は、令和2年4月請求分からで最長で4ヶ月、お支払いを猶予します。

※この猶予期間後も、支払いについてご相談に応じます。

3 受付方法

下記までお電話又は直接窓口までお越しください。

※上下水道料金をマンション管理会社等にお支払いされている方は、対象となりません。

4 連絡先・受付時間

- ・長幌上水道企業団 総務課料金係

電話0123-82-5700 (平日8:30から17:15まで)

- ・長沼町役場 都市整備課 下水道係

電話0123-88-2111 (平日8:30から17:15まで)

- ・南幌町役場 都市整備課 都市施設グループ

電話011-378-2121 (平日8:30から17:00まで)